

広島市からのお知らせです。

令和2年4月1日から、事業ごみ(廃棄物)の 現行の分別区分「不燃ごみ」が 「プラスチックごみ」と「不燃ごみ」に変わります。



現在、広島市では事業ごみ(廃棄物)を、「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の2種類に区分しています。
令和2年4月1日から、「不燃ごみ」について、「プラスチックごみ」と「不燃ごみ」に変更します。
これにより、分別区分は「可燃ごみ」、「プラスチックごみ」、「不燃ごみ」の3種類となります。

可燃ごみの変更はありません。

現行：令和2年3月31日まで

不燃ごみ

プラスチック類

① 包装ビニール、ポリ袋、
ポリ容器など

※生ごみ等が付着したものは、
洗うなどしてきれいにして
出してください。きれいに
できない場合は「可燃ごみ」
として出してください。

② 傘や文具など
プラスチックと金属の
複合品 (小型家電を除く。)



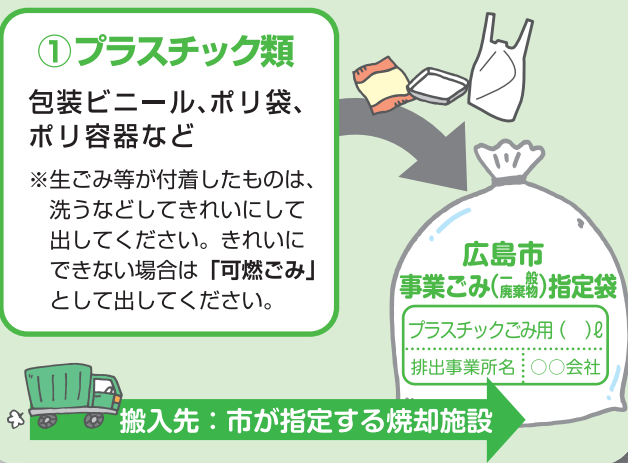
変更：令和2年4月1日から

プラスチックごみ

① プラスチック類

包装ビニール、ポリ袋、
ポリ容器など

※生ごみ等が付着したものは、
洗うなどしてきれいにして
出してください。きれいに
できない場合は「可燃ごみ」
として出してください。

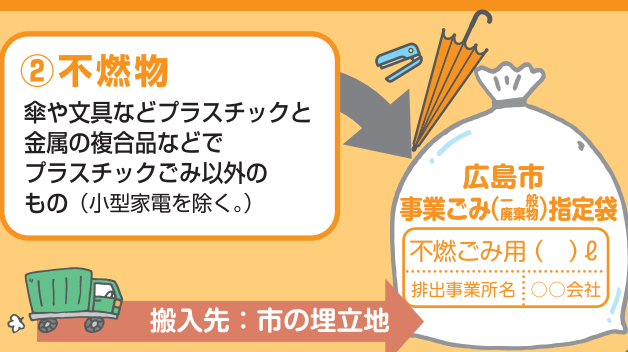


変更

不燃ごみ

② 不燃物

傘や文具などプラスチックと
金属の複合品などで
プラスチックごみ以外の
もの (小型家電を除く。)



お問い合わせ先

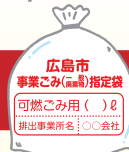
▶ 広島市環境局業務第一課 (☎504-2220)(E-mail: gyomu1@city.hiroshima.lg.jp)

令和2年4月1日から、 新しい事業ごみ(一般廃棄物)指定袋を使用してください。

※新しい事業ごみ指定袋は令和2年1月から販売を開始します。



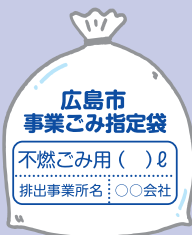
可燃ごみ用指定袋の変更はありません。



現行：令和2年3月31日まで

不燃ごみ用指定袋

透明の袋に
青の文字
です。



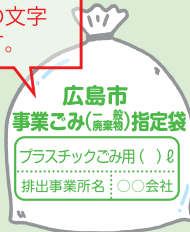
容量	45ℓ	70ℓ	90ℓ
1組の金額	650円	1,010円	1,310円
1組の枚数	10枚	10枚	10枚

既に購入されている現行の不燃ごみ用指定袋は、令和2年4月以降も「プラスチックごみ用」と「不燃ごみ用」のいずれかの袋として使用できます。必ず分別してください。

変更：令和2年4月1日から

新 プラスチックごみ用指定袋

透明の袋に
緑の文字
です。

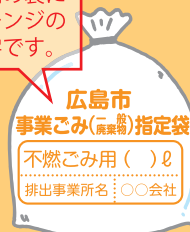


容量	45ℓ	70ℓ	90ℓ
1組の金額	650円	1,010円	1,310円
1組の枚数	10枚	10枚	10枚

変更

新 不燃ごみ用指定袋

透明の袋に
オレンジの
文字です。



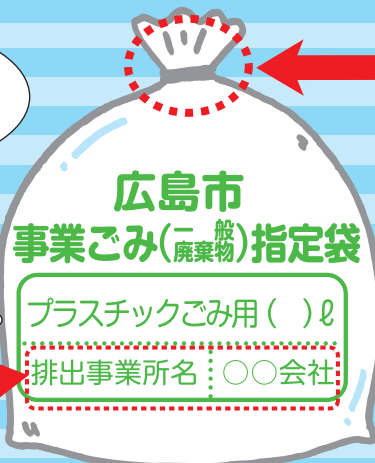
容量	10ℓ	30ℓ	45ℓ
1組の金額	280円	430円	650円
1組の枚数	20枚	10枚	10枚

事業ごみ(一般廃棄物)指定袋の使い方

市が指定する指定袋を使用してください！

※指定袋の記載内容を必ず確認してください。

排出事業所名を必ず記入してください！



指定袋に全てのごみを収納した状態で排出してください！(収集できない場合があります)

※中身がはみ出さないように口を閉じてください。

※指定袋に別の袋などを継ぎ足して、容量を変えないでください。

※傘などの長いものは**不燃ごみ用指定袋**の45ℓに収納してください。